

のれんの会計処理に関する意見聴取の議事概要

第 82 回企業会計基準委員会（6 月 10 日開催）において、企業結合の会計処理に関する参考人の意見聴取（参考人：楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷浩史氏）を行った。

【議事概要】

1. 冒頭、事務局より、以下の報告を行った。
 - (1) 企業結合会計に関する企業会計基準委員会の役割
 - (2) 「企業結合に係る会計基準」における“のれん”の会計処理
 - (3) 「検討状況の整理」（「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の検討状況の整理）における“のれん”の会計処理
 - (4) “のれん”の即時償却に関する「検討状況の整理」の考え方
 - (5) 今後のスケジュール

2. 次に、参考人から問題提起及び具体的な意見陳述並びにその背景説明がなされた。
 - (1) 問題提起
 - ① “のれん”を非償却資産（規則的な償却を必要とせず、減損処理のみ適用）とする国際会計基準及び米国会計基準と大幅に相違しており、会計基準の国際的コンバージェンスの方向性と一致しないものであること
 - ② 長期間にわたって“のれん”を規則的に償却することを強制すると、わが国企業の国内外でのM&A戦略の遂行に重大な阻害要因となり得ること
 - ③ 財務諸表利用者たる投資家にとって、“のれん”の規則的償却に基づく営業損益等の財務指標は必ずしも有意なものとは言えず、逆に投資判断を誤らせる虞があること

 - (2) 意見陳述
参考人から次の意見が述べられた。
 - 意見①：「企業結合に伴い発生する“のれん”の会計処理については、国際的な会計基準との整合性を図り、「非償却+減損」とすべきである。」
 - 意見②：「もし、意見①が認められない場合には、企業結合に伴い発生する“のれん”について、発生時に一括償却し、その償却額を特別損失に計上できるとする会計処理を認めるべきである。」

 - (3) 背景説明
 - ① “のれん”を償却資産とする場合であっても、「効果の及ぶ期間」を合理的に算定するのはそもそも極めて困難である。したがって、次善の策ではあるものの、一括償却（特別損失計上）を認めることで、以下のメリットを享受することがで

きる。

- ・ 償却期間に対する恣意性の排除
 - ・ バランス・シートの健全性の早期確保（保守主義の原則）
 - ・ 経営実態に即した財務諸表（業績指標）の投資家への提供
- ② 日米主要 10 社及び主要ネット企業において計上されている“のれん”についての独自の調査分析によれば、日米ともに主要ネット企業の「のれん／E V比率（※）」は概ね 90%前後となっている。一方、それ以外の業態については、日本は 50%以下の企業が多く、米国は 70%前後の企業が多い。したがって、ネット企業は、他の業態と比較して、“のれん”の会計処理の選択による影響を大きく受ける業態だと言える。

（※）E V（Enterprise Value）＝（株式）時価総額＋有利子負債

- ③ 日米のインターネット・ベンチャー企業がそれぞれの会計基準等にもとづいて企業買収を行った場合のシミュレーションを行った結果、日本の基準にもとづいて処理した場合の方が損益計算書（営業利益）に与えるインパクト（負担）が大きい。日米どちらの処理が正しいのかという問題はさておき、その差は企業にとって致命傷である。

3. その後、参考人との間で質疑応答を行ったが、その概要は以下のとおりである。

- （1）「意見①：企業結合に伴い発生する“のれん”の会計処理については、国際的な会計基準との整合性を図り、「非償却＋減損」とすべきである。」との意見について
- ▶ 参考人から配布されたシミュレーション資料では、買収時の差額（時価総額と帳簿価額による純資産との差額）がすべてのれんに計上されているが、米国基準では“のれん”算定の前提として、法的な権利に該当する、あるいは分離譲渡が可能な場合には無形資産への計上が厳格になされている。そして、当該無形資産は償却され、その償却額は損益計算書に計上されている。したがって、米国基準において買収時の差額を全て非償却資産である“のれん”とするようなシミュレーション結果との比較は適当ではないのではないか。例えば、顧客リストやネットワークは無形資産に該当するのではないか。
 - ▶ シミュレーション資料では、重厚長大企業であるB社においては純資産のすべてを非償却資産として取り扱っているが、そこには償却資産が多く含まれている可能性がある。また、新規産業であるC社においては“のれん”が大きいことから買収後の売上及び利益が大きくなる可能性が高い。したがって、“のれん”の額だけを取りあげて、新規産業C社を買収した場合にのみ、“のれん”の償却額の影響で営業赤字になるということはいえないのではないか。
 - ▶ 投資家に対する利益情報としては、買収企業が買収後に買収コストを上回る利益を得ているかということが重要であり、“のれん”を非償却資産とした場合には買

収後企業の利益情報の有用性が損なわれる。仮に、買収企業が買収後に買収コストを上回る利益を獲得できないと想定しているのであれば、当該買収は行わないという経営判断がなされるのではないか。

- “のれん”を非償却資産とし、減損対象とした場合、将来の収益性が悪化したときに突然巨額の減損損失が発生することとなり、これは投資家に対する情報として望ましくないのではないか。
- “のれん”の価値は減少せず、むしろ増加するとのことであるが、それは会計的に計上が認められていない「自己創設のれん」に他ならないのではないか。
- 「自己創設のれん」の計上は、結果として企業による利益操作を可能ならしめることとなり適当ではないのではないか。
- 米国基準における“のれん”は、買収差額から無形資産計上額をマイナスした残余であり、そのように計算される“のれん”が本当に非償却資産としての性格を有しているかどうかの検証はなされていない。
- 米国では“のれん”を非償却資産とし、無形資産への計上を厳格に取り扱うこととしたことにより、償却額がむしろ増えたとの報告もなされており、“のれん”の償却額のみを取りあげて、一概に日本基準適用企業が不利だとは言えないのではないか。
- 米国では、“のれん”が40年償却されていた時代よりも、“のれん”の無形資産への計上を多くしたことで資産査定が複雑になり、買収後企業の利益見積りが難しくなったという報告がある。
- 当社は米国基準を採用しているが、経験上、買収差額のうち半分くらいは顧客網の価値、技術的な価値、あるいは代理店網の価値等として無形資産に配分され、差額の全てを“のれん”として20年償却した場合と同程度の償却額が10年におわたって発生することとなった。
- 当社は米国基準を採用しているが、“のれん”を非償却とするという基準が公表された後に、質的に変化する“のれん”を本当に永久に資産計上しておくのが適切かという議論があった。また、仮に倒産の憂き目に遭った場合、いきなり“のれん”が損失として認識されることが投資家への情報提供として適当なのかどうか。“のれん”を非償却資産とするという考え方は極端な論理ではないだろうか。
- 米国において、“のれん”を非償却資産としたのはM&Aの乱用があったからだと言われている。例えば、“のれん”を発生年度に一括償却して、翌年度から利益を計上するという手法が頻繁に用いられていた。
- 取締役の任期との関係で、差額の全てを“のれん”とした場合の償却期間（最長20年という長期間）に関する取締役会の意思決定は容易ではないので、米国基準のように“のれん”を非償却とする処理が適当と考えられるので参考人の意見も理解できる。

(2) 「意見② もし、意見①が認められない場合には、企業結合に伴い発生する“のれん”について、発生時に一括償却し、その償却額を特別損失に計上できるとする会計処理を認めるべきである。」との意見について

- 被結合企業に価値があるから買収をするという経営の意図と、それを一括償却してしまうという会計処理は合致していないと思われるがどうか。
- 頻繁に買収を行っている場合、少なくとも、“のれん”の償却費を特別損失に計上することは不適當ではないか。
- 連結財務諸表上、“のれん”を一括償却した場合、単体の財務諸表において計上されている子会社株式等は減損処理されているのか。
- 当初から自社で事業を展開すると、事業開始時から数年間は利益が出にくいこととのバランスから、買収した場合の“のれん”は買収後の年度で負担すべきで、買収時に一括償却することは適當ではないのではないかと。現行の会計基準は、買収の促進はしていないが、自社で事業を展開した場合とのバランスは保たれているのではないかと。
- 会計基準においては、工場の購入も、“のれん”の償却も同じ事業のコストとして取扱っている。工場も取得年度に一括償却することはないので、それとの整合性から“のれん”も一括償却することは適當ではないのではないかと。
- パーチェス法を採用しても“のれん”を一括償却した場合には翌期以降の損益計算書の利益にチャージされるべき買収コストが計上されないこととなり、プーリング法を採用した場合と同一の結果を招くことになる。従ってパーチェス法を採用する意味がなくなるのではないかと。
- 買収価格を決定する際の見積りを考慮する等の方法で償却期間の合理的な見積もりは可能ではないかと。例えば、DCF法を用いた資料で償却期間を見積もるという方法もあるのではないかと。

(3) 参考人による主な応答

- “のれん”の一括償却はあくまでも次善の策である。米国等と同様に本来は償却すべきでない。買収後の被買収企業の企業価値は上がっている。もし価値が下がれば減損処理すればよい。
- “のれん”を最長20年で償却するのは経済実態を表していない。20年よりはるかに長い期間に渡って効果が及ぶのではないかと。
- DCF法で用いられる割引期間に関する資料があるからといって、“のれん”の償却期間を合理的に算定できるとは言えないのではないかと。
- “のれん”を償却しなければならないとされた場合、償却期間の合理的な見積もりは困難であるから、保守主義の原則により一括償却することが適当な処理なの

ではないか。

- “のれん”の効果の及ぶ期間、すなわち合理的な償却期間の見積りは具体的にどのように行うのか。非常に困難なのではないか。
- 注記には“のれん”を一括償却する理由として、合理的な判断が困難である旨を明記しており、適切な開示はしている。
- “のれん”を一括償却した場合、企業を買収して事業を展開する時と、当初から自社で事業を展開する時とのバランスについては、過去の損益計算書については買収の方が有利に見えるかもしれないが、貸借対照表やキャッシュ・フロー計算書については買収した企業の方が不利に見えるのではないか。
- 単に全額を非償却にするのではなく、米国基準と同様に無形資産への振替を厳格にし、振替えられた無形資産を償却するというのであれば納得できる。つまり、海外と同じ土俵で勝負させてもらいたいということである。

以 上